

株式会社富士テクニカ等に対する出資決定について

2010年11月12日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2010年9月17日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者らについて、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行ったことを受け、法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社富士テクニカ（以下「富士テクニカ」という。）及び株式会社富士アセンブリシステム

2. 出資決定の対象となる募集株式発行の概要

(1) A種優先株式

募集株式の発行会社	富士テクニカ
募集株式の種類	A種優先株式
払込期日	2010年12月15日
機構が引き受ける株式数	736,111株
発行価額	1株につき 7,200円
出資額	5,299,999,200円
A種優先株式に占める機構保有株式の割合	100%
A種優先株式の内容	富士テクニカによる2010年10月12日付臨時報告書の訂正報告書9頁乃至13頁を参照

(2) B種優先株式

募集株式の発行会社	富士テクニカ
募集株式の種類	B種優先株式
給付期日	2010年12月15日以降（※1）
機構が引き受ける株式数	629,708株（※1）
発行価額	1株につき 1,380円（※2）
出資額	868,997,040円（※1）
B種優先株式に占める機構保有株式の割合	27.6%（※1）
B種優先株式の内容	富士テクニカによる2010年10月12日付臨時報告書の訂正報告書14頁を参照

※1 いずれも予定である。

※2 機構は、債権買取りにより対象債権者より取得した対象債権を現物出資財産として募集株式を引き受ける。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣： 意見なし

厚生労働大臣： 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

以上